

ジョーシングループ調達ガイドライン

ジョーシングループは、「ジョーシングループ調達方針」の制定に伴い、当社グループのサービス・製品に関わるすべてのサプライヤーの皆さまに、当社グループと共に遵守頂きたい指針として、「ジョーシングループ調達ガイドライン」（以下、本指針）を策定しました。

サプライヤーの皆さまにおかれましても、本指針の趣旨と内容をご理解の上、持続可能な社会の実現に向けて取り組んで頂きますよう、ご協力をお願いいたします。

1. お取引先さまとの共存共栄

すべてのサプライヤーの皆さまがパートナーであるという考えのもと、サプライチェーン全体で問題解決を図り、長期的な信頼関係を構築することで、相互の繁栄・存続を目指します。

(1) グローバルな視点で最適な調達パートナーを開拓するとともに、公平・公正なパートナーシップを築き、長期的視野により相互理解と信頼関係の維持向上に努めます。

(2) 調達先の選定にあたっては品質・信頼性・納期・価格及び経営の安定性・技術開発力等に加えて、調達パートナーが不当な差別の撤廃、児童労働及び強制労働の排除、環境保全活動など、社会的責任を果たしているかについて十分な評価を行います。

(3) 調達取引に関して、調達パートナーからの個人的給付は受け取りません。政府関係者や公務員、その他の調達パートナーとの贈収賄に関与せず、腐敗の防止ならびに公正な事業慣行の確立および維持に努めます。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体と一切の関係を遮断し、違法・不当な要求には応じません。

2. 品質と安全性の確保

サプライヤーの皆さまとともに、調達製品及びサービスの品質と安全性の維持・向上に努め、価値のある製品・サービスの提供を目指します。

(1) 製品の品質、安全性に関しては、法令遵守及び通常有すべき安全性についても配慮し、製品安全性に関わる法令や安全基準等が求める内容を遵守された

商品を取り扱いたします。

(2) 製品・サービスの事故や不良品流通の発生時の適切な対応、事故や不良品が発生した場合に行うべき情報開示、関係当局への連絡、製品回収、供給先への対策等を実施する体制を整備します。

3. 公正・公平な取引及び法令の遵守

調達活動に関係する国内外の法令及び国際ガイドラインを遵守し、すべてのサプライヤーの皆さまに対し公正かつ自由競争による公平な機会を提供します。

- (1) 公正・公平・透明・自由な競争を阻害する行為は行いません。
- (2) 事業活動を行う各地域の法令及び規制、さらにコンプライアンスに係る方針やマネジメント体制、公益通報制度、教育などの仕組みを通じて法令遵守を徹底します。
- (3) 商標権・意匠権・特許権など知的財産権を保有する権利者の権利を尊重するとともに、第三者の知的財産権を侵害するような商品を取り扱いません。
- (4) 反社会的な個人、団体とは一切関わりをもちません。
- (5) 私的独占や不当な取引制限（カルテル、入札談合等）は行いません。
- (6) 優越的地位を利用して、取引を自社に一方的に有利に決定し、サプライヤーの皆さまに不利益を与える行為を行いません。

4. 環境への配慮

環境に配慮した製品・サービスの提供に向けた活動をサプライチェーン全体で行い、環境に優しい調達活動を目指します。

- (1) 環境関連の法令や規制に遵守し、環境マネジメントシステム(EMS)を構築・運用し、継続的改善を図りながら、環境保全活動を推進します。
- (2) 気候変動の影響を軽減するため、エネルギー効率改善に努め、温室効果ガス排出量の目標を設定し、継続的削減活動や再生可能エネルギーの積極的導入に取り組むことで、事業活動全般における温室効果ガス 排出の把握と削減を行います。
- (3) 事業が生態系に与える直接・間接的影響について検討を行い、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組みます。
- (4) 環境への負荷ができるだけ小さな製品を調達し、3R活動（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することで資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑えます。また、汚染や健康被害の防止に努めます。

5. 人権・労働環境への配慮

人権を尊重し、労働環境の向上や安全衛生の確保を目指した調達活動を推進します。

(1) 国際的に認められている人権を支持し尊重します。また、賃金、昇進、報酬、退職等のあらゆる雇用実務において、人種、国籍、民族、肌の色、年齢、性別、性的指向、性自認、宗教、信条、障害の有無、婚姻状況、妊娠、LGBT、所属政党、組合への加入等に基づく不当な差別行為を行いません。

さらに、相手の尊厳を傷つけ不快感を与える言動等、その他一切のハラスメント行為を行いません。

(2) 事業を行う地域の社会的背景及び事業や製品・サービスの特性に応じた適切な人権デュー・ディリジェンスを実施します。

(3) 人権侵害の発生可能性を事前に把握し、未然に防止する仕組みの整備に努めます。また、万一発生した場合は社内外のしかるべき手続きを通じて速やかにその是正、救済に取り組みます。

(4) 労働関連における各種法令（労働基準法、建設雇用改善法、労働安全衛生法等、労働者使用に関する諸法令）を遵守します。

(5) 過度な労働時間について削減に取り組むとともに、賃金についても最低賃金を超える適切な賃金の支払いに取り組みます。

(6) 労働者の結社の自由及び団体交渉権等に関する権利を支持・尊重します。

6. 適正な情報管理

調達過程で得た機密情報及び個人情報については守秘義務を遵守します。

(1) 「上新電機株式会社 個人情報保護方針」に基づいた個人情報の適切な管理に努めるとともに、情報を扱う上での人権の尊重、安全への配慮に基づいた情報モラルの確立を図ります。

(2) 事業活動に関するすべての情報の収集、管理について法令及び内部規程に従って適切な管理、取り扱いを行います。

(3) グループを取り巻く多様なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、公正で透明性の高い情報開示を行うとともに、対話を含めたさまざまなコミュニケーション活動を通じてステークホルダーへの責任ある対応を行います。

7. 社会との共生

地域社会と共生し、サプライヤーの皆さまとともに持続可能な社会の実現に貢献します。

社会と共生するジョーシングループとして、地域の文化を尊重し、地域のステークホルダーと一体となって社会の発展に貢献できる創造的な活動を自主的に行います。

【運用】

(1) サプライヤーの皆さまには、本指針を遵守する為に社内における理解、浸透及び継続的な改善が実現できるよう、方針とマネジメント体制の構築をお願い致します。

(2) 本指針に違反した（おそれがある場合も含む）と認識した時点で、直ちに、弊社にご報告をお願いいたします。また、速やかに是正措置を実施するとともに、是正の状況を都度ご報告をお願いいたします。

【遵守状況の確認】

サプライヤーの皆さまには、本指針の遵守状況を確認できるよう、アンケートへの回答を要請する場合があります。この回答に係る要請は、再委託先も含まれます。

以上の方針のもと、調達活動を通じてサプライヤーの皆さまとの信頼関係を構築するとともに、サプライチェーン全体の付加価値向上に取り組めます。

（制定日：2023年2月3日）

（最終改定日：2025年1月17日）

上新電機株式会社 代表取締役兼社長執行役員

改定履歴

改定年月	履歴
2023年2月3日	・ 「ジョーシングループ調達ガイドライン」 制定
2025年1月17日	・ 「1. お取引先さまとの共存共栄」 (3)に文言追加 ・ 「4. 環境への配慮」 (2) (4)に文言追加 ・ 「5. 人権・労働環境への配慮」 (1)に文言追加